

番号	制度名
復興庁	
復興01	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化
復興02	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）
復興03	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用
復興04	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用
復興05	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用
復興06	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化	府省名	復興庁
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし			○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし		※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの。(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定することが必要である。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標（震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、適用がなかったことが説明されているが、本租税特別措置等が適用される登録免許税の免税措置数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのにかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること）の実現状況の将来予測について、定性的に「震災支援機構による証明書作成等の手続きを縮減し、迅速な案件処理を行うことで、より多くの事業者を支援することができる。」と説明しているが、租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説

明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）及び（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
提出した租税特別措置の政策目的は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第103号）第1条（機構の目的）を根拠としている。
（参考）
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第103号）
（機構の目的）
第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする株式会社とする。
また、平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。
政策「復興施策の推進」
施策「(4)東日本大震災からの復興に係る施策の推進（(1)～(3)に掲げるものを除く。）」
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
政策評価時点では震災支援機構による債権買取りは1件しか行われていなかったところ、債権買取りを行うに伴って担保物件の抵当権移転登記が必要となり、登録免許税が免税された事例はまだないため、実績を示すことはできない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
②のとおり
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
②のとおり
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
②のとおり
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

【復興01】

政策評価時点では震災支援機構による債権買取は1件しか行われていなかったところ、債権買取を行うに伴って担保物件の抵当権移転登記が必要となり、登録免許税が免税された事例はまだないため、実績を示すことはできないが、登録免許税が非課税となることで震災支援機構がより多くの被災者を支援できるようになる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化 (国税3)(登録免許税:外)
2	要望の内容	東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)が債権買取を行うに伴って必要となる担保物件の抵当権移転登記において、登録免許税の免税措置が講じられている(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項)。震災支援機構が免税措置を受けるためには、現在6大臣(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚労大臣、農林大臣、経産大臣)の証明書が必要とされているところ。(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令) 今後、震災支援機構による債権買取の増加が見込まれるところ、6大臣による証明を要する手続が煩雑であるため、証明書の発行手続を復興庁に一元化する等の簡素化を要望する。
3	担当部局	復興庁支援機構班
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 (震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日(平成24年2月22日)から5年以内(1年延長可)になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。)
7	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする。
		《政策目的の根拠》 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。	

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。</p>
8	有効性等	① 適用数等	震災支援機構が債権買取を行うに伴って担保物件の抵当権移転登記が必要となる場合に適用される。
		② 減収額	なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 震災支援機構による証明書作成等の手続きを縮減し、迅速な案件処理を行うことで、より多くの事業者を支援することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 震災支援機構による証明書作成等の手続きを縮減し、迅速な案件処理を行うことで、より多くの事業者を支援することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 震災支援機構による証明書作成等の手続きに時間を要し、迅速な案件処理に支障をきたす。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	今後、震災支援機構による債権買取の増加が見込まれるところ、6大臣による証明を要する手続きが煩雑であるため、証明書の発行を復興大臣に一元化することは妥当である。なお、本件については主務官庁（金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）は同意している。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）	府省名	復興庁
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の達成目標（避難指示の解除に向けて、避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援すること）については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定することが必要である。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還事業者数）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。
政策「復興施策の推進」
施策「(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進」
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
現行の特例措置は、原子力発電所の事故が、復旧・復興に時間を要し、また直接的な被害のみならず、風評被害が発生する等の特殊性をもっているところ、原子力発電所の事故の影響を大きく受ける福島県の復旧・復興を支援するために、避難解除区域における既存事業者（3/11時点で当該区域に事業所を有していた者）の事業再開の促進及び当該事業者の支援を目的として、平成24年4月に新設された。同年7月末時点で、避難解除区域にて事業再開している事業者は、約700者、当該区域内での事業再開に至っていない事業者は約200者。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
達成目標は、特例措置対象区域における既存事業者の帰還だが、時期については、原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、現時点で示すことは難しい。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できない。なお、評価書において「避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件」と記載されているが、「福島県による確認」は特例措置の適用の要件の1つにすぎず、542件と適用実績との間に直接の関係はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
④と同じ
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還やその収益等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における適用数の見込みについて予測することは困難。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
平成24年度に創設した制度であり、減収額は把握していない。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還やその収益等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における減収額の見込みを示すことは困難。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
④と同じ
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、達成目標の実現状況の将来予測は困難。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できないが、一定程度、税収が減収したことが見込まれる。一方、税収減は一定程度あったものの、当該措置により、避難解除区域への事業者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があったと考えられる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、減収額の見込みを示すことはできないが、一定程度、税収が減少すると見込まれる。一方、税収減が一定程度発生するものの、当該措置により、避難指示解除準備区域等への事業者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）が見込まれる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部決定）に基づき、避難指示解除準備区域等が新たに設定されたところ、現在避難解除区域において認められている特例措置（特別償却、税額控除）と同様の特例措置を、避難指示解除準備区域等においても適用することが、必要かつ適切である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の手段として、「ふくしま産業復興企業立地補助金」があるが、これは事業再開等の際の初期投資に対する支援であるのに対し、税制は事業継続中における支援であり、支援する段階が異なるため、役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域に係る特例措置(当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の避難指示解除準備区域への拡大(拡充) (国税4)(所得税:外、法人税:義) (地方税2)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	・ステップ2の完了により、原子力発電所の安全性が確認されたことから、平成24年4月1日以降順次、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域の見直しが行われ、新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が設定されることとなった。 ・このうち、避難指示解除準備区域は、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域で、当面、避難指示が継続されることとなるが、除染等を迅速に行い、一日も早い住民の帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)や、製造業や営農の再開等を柔軟に認めることとしている。 ・これらを踏まえ、当該地域における事業活動の再開促進を通じた地域産業の再生を実現するため、現在、避難解除区域に適用されている特例措置を避難指示解除準備区域等にも適用。
3	担当部局	復興庁 原子力災害復興班
4	評価実施時期	平成24年4月～
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今般の警戒区域等の見直しの結果、避難指示解除準備区域が新たに設定されたが、同区域は、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実で、当面、避難指示が継続されるが、除染等を迅速に行い、一日も早い帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅、製造業等の事業再開等を柔軟に認めることとされている。 これらを踏まえ、避難指示の解除に向けて、同区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を促進すること、及び帰還者を支援すること。 《政策目的の根拠》 ●福島復興再生特別措置法 ●福島復興再生基本方針 3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特異な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施 (略) 国は、上記の福島の安全の確保及び不安の解消のための取組にとどまら

			ず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制等の特例や課税の特例、立地促進のための特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源を活かした地域産業の振興、観光・交流の促進等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 避難指示の解除に向けて、避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還事業者数。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援することで、地元雇用等の回復等につながり、被災地域の復興に資する。
8	有効性等	① 適用数等	避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件(平成24年8月22日時点)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～) 避難対象区域解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～) 特例措置が避難指示解除準備区域に適用されない場合、避難指示の解除に向けて、同区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還への支援が不十分となり、被災地域の雇用回復が遅れるおそれ。 《税収減を是認するような効果の有無》 避難指示解除準備区域内の事業所の事業再開を促進することで当該区域の雇用の回復が図られる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成24年7月末現在、約20の事業所が避難指示解除準備区域内で事業を再開していることを確認。 特例措置を当該区域に適用することにより、当該事業者を支援するとともに、未帰還事業者の当該区域への帰還を促す効果が期待できる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	府省名	復興庁
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の達成目標（既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進すること）については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定することが必要である。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（新規事業者数及び雇用の回復数）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このことから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。

政策「復興施策の推進」

施策「(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進」

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

現行の特例措置は、東日本大震災の発生時（平成23年3月11日）に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開の促進及び当該事業者への支援に主眼を置いた制度であり、平成24年7月末時点で避難解除区域にて事業再開している事業者は約700者、当該区域内での事業再開に至っていない事業者は約200者。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

達成目標は、特例措置対象区域における既存事業者の帰還だが、時期については、原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、現時点で示すことは難しい。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できない。なお、評価書において「避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件」と記載されているが、「福島県による確認」は特例措置の適用の要件の1つにすぎず、542件と適用実績との間に直接の関係はない。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

④と同じ

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における適用数の見込みについて予測することは困難。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成24年度に創設した制度であり、減収額は把握していない。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における減収額の見込みを示すことは困難。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

④と同じ

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、達成目標の実現状況の将来予測は困難。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できないが、一定程度、税収が減収すると見込まれる。一方、税収減は一定程度あったものの、当該措置により、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があったと考えられる。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、税収減是認の効果の将来見込みは困難であるが、一定程度、税収が減少すると見込まれる。一方、税収減は一定程度発生するものの、当該措置により、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があると考えられる。

- ⑬ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の支援策で、避難解除区域等への新規事業者の立地を促す支援措置として、「ふくしま産業復興企業立地補助金」があるが、同補助金は新規立地の際の初期投資に対する支援であるのに対し、本特例措置は立地が完了して事業を開始した後における支援であるため、役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の新規事業者への適用 (国税5)(所得税:外、法人税:義) (地方税3)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>・現行の避難解除区域等(※)に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域等に事業所を有していた事業者のみ特例措置の対象となる。</p> <p>(※)税制の特例措置の対象区域を拡大するという要望が認められることを前提に避難解除区域等としている。以下、同じ。</p> <p>・東日本大震災により失われた当該地域の約1万人の雇用を回復するためには、東日本大震災の発生時に当該地域で活動していた事業者の事業再開の促進を強化することに加え、域外から新規事業者を誘致することが不可欠と考えられる。</p> <p>・よって、避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の対象に新規事業者を追加する。</p>
3	担当部局	復興庁 原子力災害復興班
4	評価実施時期	平成24年4月～
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 避難解除区域等では、今後、被災者の帰還を見据えて生活インフラ等の復旧に加え、働く場の確保が重要な課題となっている。 現行の特例措置は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれた制度になっているが、約1万人に上る失われた雇用を回復するためには、既存事業者に加え、新規事業者の立地を促進する必要がある。 したがって、既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還を促進することを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ●福島復興再生特別措置法 ●福島復興再生基本方針 3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特異な諸事情を踏まえた総合かつ迅速な施策の実施</p>

			(略) 国は、上記の福島の安全の確保及び不安の解消のための取組にとどまらず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制等の特例や課税の特例、立地促進のための特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源を活かした地域産業の振興、観光・交流の促進等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新規事業者数及び雇用の回復数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することで、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還を促進する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	避難解除区域の特例措置の適用の要件である、「福島県による確認」の件数のべ542件(平成24年8月22日時点)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～) 現行の特例措置は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれているが、1日でも早く雇用を回復し、被災者の帰還を促進するためには、既存事業者の再開に向けた取組の強化に加え、新規事業者の誘致に向けた施策を積極的に展開することが必要。 特例措置が新規事業者に適用されない場合、雇用の回復が遅れるおそれ。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還が促進される。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域の復興に不可欠な住民の帰還を促進するためには、生活インフラの復旧に加え、働く場の確保が不可欠。失われた1万人の雇用の確保のためには、既存事業者の事業再開に加え、新規事業所の立地を促進することが必要であり、既存事業所と同等の税のインセンティブを新規事業者にも付与することが妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が取用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	府省名	復興庁
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし			⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし			※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし			※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（平成27年度末までの、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了＜点検結果表の別紙＞③参照）は、土地代金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]
- ⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（津波被災を受けた地域から居住区域を移転するために整備する住宅団地に係る土地取得について、土地所有者の同意を得られずに難航する用地交渉の進捗に寄与する。）の実現状況の将来予測について、「達成時期である平成27年度末までに必要な土地の取得が完了している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。
政策「復興施策の推進」
施策「(1)復興特区制度に係る施策の推進」
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」/「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
測定指標に関する目標値（目標水準）は、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了、達成時期は、平成27年度末とする。
本措置により実現しようとする政策目的は「震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保する」ことであり、「住宅団地等の居住施設の整備に当たり支障となる課題を解決させる」ことを政策目的に係る達成目標としている。
また、達成目標に係る測定指標については、評価書記載の「譲渡所得が2,000万円を超える土地の譲渡を行う者で、かつ、現行制度上5,000万円特別控除の適用を受けられない者の数」から、「平成27年度末までの、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了」という指標に変更した。「被災地における住宅確保のための用地の取得数」という数値的指標を設定していない理由は、本措置により実現しようとする政策目的が、必要な数の居住施設が迅速かつ確実に確保されることであり、目標が達成されたか否かの判断基準についても、整備に当たり支障となる課題の解決された数が多ければ良いというものではなく、迅速に課題が解決される方がより適当である、と判断したためである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用数は以下のとおり予測。
宮城県において調査したところ、現在予定している防災集団移転促進事業（以下「防集」という。）の対象地区は計200地区である。うち、現行制度で5,000万円特別控除が適用されず、かつ、売買契約の件数が判明している地区（12地区）において、譲渡所得が2,000万円を超える見込みの件数は33件。
宮城県の防集の対象地区で、現行制度で5,000万円特別控除が適用されず、現在売買契約の件数が判明していない地区（10地区）において、先の12地区に比し（ $10 \div 12$ ） ≈ 0.8 の規模と想定し、 $33 \times 0.8 \approx 26$ 件の契約で譲渡所得が2,000万円を超える見込みであると予測。
現時点で、防集は被災地全体で250地区程度予定されており、宮城県以外の地区数（50地区）は宮城県（200地区）の25%であることから、宮城県以外では（ $33 + 26$ ） $\times 0.25 \approx 15$ 件の契約で譲渡所得が2,000万円を超える見込みであると予測。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
減収額については、⑥で予測した適用数をもとに、以下のとおり予測。

⑥で述べた売買契約の件数が判明している12地区において、付近の地価等を参考に、譲渡所得が2,000万円を超える見込みである33件について仮の課税所得を積算し、次の計算式により減収額を予測。現行制度（2,000万円特別控除）適用による課税所得（想定）1,067百万円 $\times 15\%$ （長期所有に係る所得税率） ≈ 160 百万円。5,000万円特別控除適用による課税所得（想定）490百万円 $\times 15\%$ （長期所有に係る税率） ≈ 73 百万円。よって減収額は73百万円 $- 160$ 百万円 $\approx \blacktriangle 87$ 百万円（地方税 $\blacktriangle 29$ 百万円）

⑥で述べた現在売買契約の件数が判明していない10地区における減収額を次の計算式により予測。12地区に比し（ $10 \div 12$ ） ≈ 0.8 倍の規模と想定し、よって、 $\blacktriangle 87$ 百万円 $\times 0.8 \approx \blacktriangle 69$ 百万円（地方税 $\blacktriangle 23$ 百万円）

現時点では、宮城県以外の防集の地区数（50地区）は宮城県（200地区）の25%であることから、宮城県以外での減収額を、次の計算式により予測。（ $\blacktriangle 87$ 百万円 $+ \blacktriangle 69$ 百万円） $\times 0.25 \approx \blacktriangle 39$ 百万円（地方税 $\blacktriangle 13$ 百万円）

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
上記③のとおり、平成27年度末までの、被災地における住宅確保のための用地の取得の完了を測定指標とし、本要望に係る措置が当該用地の取得の一層の後押しとなることで、達成時期である平成27年度末までに必要な土地の取得が完了しているものと予測する。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
税収減の対象となる期間は、評価書の「適用及び延長期間」に示すとおり、平成28年3月31日までであり、これは、集中復興期間の期末までである。また、適用の対象者は、住まいを失った被災者の住宅確保のために必要な土地の地権者であり、減収額の見込みの積算根拠にあるとおり、国税で適用期間計195百万円、地方税で同65百万円である。これらのことから、措置の適用期間・適用対象者ともに極めて限定的であり、当該限定的な適用により、住まいを失い居住環境の不安定な状況に置かれている被災者の居住の迅速な確保に貢献し、復興基本方針にある「恒久的な住まいを着実に確保」することに大きく寄与するものと言える。したがって、費用に比して、得られる効果は大きいものと考えられ、生じる税収減に十分見合う目的達成が図られると判断される。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
住まいを確保するに当たり土地を提供しようとする者に対する政策目的を達成するための他の政策手段として、現行では、特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が平成28年3月31日までの間に復興事業等の用に供するために地方公共団体等に買い取られる場合における土地等の譲渡所得の2,000万円の特別控除の制度があるが、現行の制度が、およそ復興に関連する事業等であれば適用されるのに対し、本要望に係る措置は、多くの土地を短期的に大量に取得しなければならない事情があり、適地が少ない中で代替地の設定も困難である、公益性・強制性の高い事業の用に供する土地の取得に適用しようとする点で、現行の制度とは適用の対象が異なるもの。
また、他の政策手段として、現行では、土地収用法等の規定に基づき収用される場合、収用権を背景に買い取られる場合、50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するために買い取られる場合における土地等の譲渡所得の5,000万円の特別控除の制度があるが、現行の制度が、50戸以

【復興04】

上の一団地の土地に適用されるのに対し、本要望に係る措置は、住宅の戸数に関わらず適用される点で、現行の制度とは対象が異なるもの。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用 (国税6)(所得税:外、法人税:義) (地方税1)(個人住民税:外、法人住民税:義、事業税:義)	
2	要望の内容	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地(公共施設及び公益的施設を含む。以下同じ。)に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合において、当該土地を譲渡した者の譲渡所得に対し、5,000万円の特別控除を適用する。 (新設)	
3	担当部局	復興庁復興特区班、国土交通省都市局都市安全課、土地・建設産業局地価調査課公共用地室	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	平成28年3月31日まで	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保する。この目的のため、住宅団地等の居住施設の整備に当たり支障となる課題を解決させる。 《政策目的の根拠》 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 「地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。」(p.9)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 津波被災を受けた地域から居住区域を移転するために整備する住宅団地に係る土地取得について、土地所有者の同意を得られずに難航する用地交渉の進捗に寄与する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 譲渡所得が2,000万円を超える土地の譲渡を行う者で、かつ、現行制度上5,000万円特別控除の適用を受けられない者の数

				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 用地交渉の進捗が図られることにより、住宅団地の用地の確保が困難な被災地における居住施設用地の迅速な確保、居住施設の早期着工につながり、もって、被災者の居住の迅速かつ確実な確保に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	H25:33者 H26:26者 H27:15者	
		② 減収額	H25:▲87百万円 H26:▲69百万円 H27:▲39百万円	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 東日本大震災復興特別区域法において、公営住宅等に関する規制・手続の特例措置を設けており、規制・手続の緩和という観点から、被災者の居住環境の安定性を確保している。	
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 防災集団移転促進事業等の移転事業を進める地方公共団体のうち、既に用地を選定し地権者と交渉を進めているものの当該事業が進捗することにより、早期の居住施設建設が見込まれ、被災者の居住の安定がいち早く図られる。また、制度の導入により、これから用地を選定する段階の地方公共団体においても、適地が少ない中で用地の選択肢の幅が広がることが予想される。	
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 地方公共団体による土地の取得が進まず、居住施設の建設事業が停滞するため、仮設住宅の解消が遅れ、被災者の居住環境が不安定な状況に晒され続けることとなる。	
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 仮設住宅等での生活を余儀なくされている多くの被災者の居住施設を供給するには、その用地に相当の地積を要する。当該居住施設の確保のための事業は、多くの被災者の居住に関わる公益性の高いものであり、かつ、当該事業のための土地の確保は、建設に不可欠なものであり、土地譲渡の推進のため、税制上の支援措置が必要である。 なお、復興整備計画において、真に必要な程度の事業規模にて事業計画が作成・公表されることにより、無秩序な事業範囲の拡大は生じない。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本要望は、既存の特別控除額を大きく超える譲渡所得の発生する土地売買契約が散見されることによるものであり、これをカバーする特別控除の措置が必要かつ十分な手段である。控除しきれない額に相当する額を補助金等で助成する性質のものでもなく、規制的手段により解決が図られるものでもない。	

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	府省名	復興庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（東日本大震災により過大な債務を負う事業者の再生支援）については、目標水準及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標水準及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること）は、中小企業等復旧・復興支援補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて定性的に「迅速かつ確実な再生を促進することができる」と説明されているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「両機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられ

たものの、点検課程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明及び評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。

政策「復興施策の推進」

施策「(4)東日本大震災からの復興に係る施策の推進（(1)～(3)に掲げるものを除く。）」

また、政策目的の根拠について、産業復興機構については以下の説明を追加する。

・二重債務問題への対応方針（平成23年6月17日関係閣僚会合）

被災した中小企業にとっての新たな相談窓口を早急に立ち上げる。「中小企業再生支援協議会」を核としてその体制拡充を図り、事業者からの相談に応じ、再生計画の策定を強力に後押しし、より多くの被災中小企業の再生を支援していく。

「中小企業基盤整備機構」や民間金融機関等が出資する「中小企業再生ファンド」を新たに岩手県、宮城県などの被災県にも設立し、過剰債務を抱えているが事業再生の可能性のある中小企業に対し、出資や債権買取り、DES（デット・エクイティ・スワップ）を含めた支援を実施していく。被災企業の短期再生スキームに対するニーズを見極め、企業再生支援機構の支援等について検討する。

・東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）

政府の「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
震災支援機構による債権放棄がまだなされていないため、実績を示すことはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
④のとおり。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
④のとおり。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
④のとおり。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

【復興05】

震災支援機構による債権放棄はいまだなされていないため減収額の実績を示せず、また、現時点では支援決定した事業者の再生がなされたかどうか判断する段階ではないので達成目標の実現状況を示すことはできない。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

震災支援機構は被災により過大な債務を負った事業者を支援対象としている。他の政策によって事業再生が可能であれば、そもそも震災支援機構の支援対象とはならない。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

⑬のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用 （国税7）（法人税：義）
2	要望の内容	被災事業者が東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）が関与する事業再生手続において、金融機関等が債権放棄を行う場合に、債務者に生じる債務免除益と損金を相殺するにあたって、資産の評価損を算入可能とすること（法人税法第33条第4項）、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすること（法人税法第59条第2項）が可能となるよう要望する。 また、上記措置を適用するためには、通常、2以上の金融機関による債権放棄を要するが、震災支援機構単独での債権放棄の場合についても、企業再生税制と同等の措置の適用を受けられるよう要望する（法人税法施行令第24条の2第1項第5号）。
3	担当部局	復興庁支援機構班
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度からの継続要望である。 平成24年度は、債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められている。
6	適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 （震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日（平成24年2月22日）から5年以内（1年延長可）になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを通じ、被災地域における経済活動の維持を図り被災地域の復興に資する。 《政策目的の根拠》 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）
		② 政策体系における政策目的の位置付け 現在政策体系を策定中。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。</p>
8	有効性等	① 適用数等	震災支援機構が債権を買取った被災事業者の大半を見込んでいる。
		② 減収額	<p>—</p> <p>※減収額は、事業者の資産の評価損益額、青色欠損金額、期限切れ欠損金額に依存するが、これらの金額は個別企業ごとに全く異なるもので、事前に金額を推計することは不可能であり、算定が困難。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年3月～7月)</p> <p>資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年3月～8月)</p> <p>資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められているが、青色欠損金に優先されないため、青色欠損金がない、又は債務免除益に比して青色欠損金の額が小さい事業者にしか適用されず効果は限定的であると見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	震災の影響により、事業性はあるが過剰債務で苦しんでいる事業者に対し、当該措置を適用することで、債務の負担が軽減され、事業再生が促進されるため、地域の雇用の確保や地域の活性化、更には被災地域の復興につながるものである。
10	有識者の見解		事業再生研究機構 税務問題委員会「事業再生に関わる税制改正要望」6において、「東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構による買取りが行われた債権について債務免除等を受けた場合において、法人税法第33条第2項（評価損税制、または損金経理方式）の適用を可能とする措置を要望する。」との記載がある。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用	府省名	復興庁
税目	法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（東日本大震災により過大な債務を負う事業者の再生支援）については、目標水準及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標水準及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること）は、中小企業等復旧・復興支援補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて定性的に「迅速かつ確実な再生を促進することができる」と説明されているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「両機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられ

たものの、点検課程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明及び評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日内閣総理大臣決定）別紙に定める復興庁政策体系上で位置付けられる項目は、以下のとおりである。

政策「復興施策の推進」

施策「(4)東日本大震災からの復興に係る施策の推進（(1)～(3)に掲げるものを除く。）」

また、政策目的の根拠について、産業復興機構については以下の説明を追加する。

・二重債務問題への対応方針（平成23年6月17日関係閣僚会合）

被災した中小企業にとっての新たな相談窓口を早急に立ち上げる。「中小企業再生支援協議会」を核としてその体制拡充を図り、事業者からの相談に応じ、再生計画の策定を強力に後押しし、より多くの被災中小企業の再生を支援していく。

「中小企業基盤整備機構」や民間金融機関等が出資する「中小企業再生ファンド」を新たに岩手県、宮城県などの被災県にも設立し、過剰債務を抱えているが事業再生の可能性のある中小企業に対し、出資や債権買取り、DES（デット・エクイティ・スワップ）を含めた支援を実施していく。被災企業の短期再生スキームに対するニーズを見極め、企業再生支援機構の支援等について検討する。

・東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）

政府の「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
震災支援機構による債権放棄がまだなされていないため、実績を示すことはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
④のとおり。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
④のとおり。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
④のとおり。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

【復興06】

震災支援機構による債権放棄はいまだなされていないため減収額の実績を示せず、また、現時点では支援決定した事業者の再生がなされたかどうか判断する段階ではないので達成目標の実現状況を示すことはできない。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

震災支援機構は被災により過大な債務を負った事業者を支援対象としている。他の政策によって事業再生が可能であれば、そもそも震災支援機構の支援対象とはならない。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

⑬のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用 (地方税4) (法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	被災事業者が東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)が関与する事業再生手続において、金融機関等が債権放棄を行う場合に、債務者に生じる債務免除益と損金を相殺するにあたって、資産の評価損を算入可能とすること(法人税法第33条第4項)、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすること(法人税法第59条第2項)が可能となるよう要望する。 また、上記措置を適用するためには、通常、2以上の金融機関による債権放棄を要するが、震災支援機構単独での債権放棄の場合についても、企業再生税制と同等の措置の適用を受けられるよう要望する(法人税法施行令第24条の2第1項第5号) 当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 (地方税法第24条第1項第3号、第72条の2第1項第1号、第294条第1項第3号)
3	担当部局	復興庁支援機構班
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度からの継続要望である。 平成24年度は、債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められている。
6	適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 (震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日(平成24年2月22日)から5年以内(1年延長可)になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを通じ、被災地域における経済活動の維持を図り被災地域の復興に資する。 《政策目的の根拠》 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 現在政策体系を策定中。

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。</p>
8	有効性等	① 適用数等	震災支援機構が債権を買い取った被災事業者の大半を見込んでいる。
		② 減収額	<p>—</p> <p>※減収額は、事業者の資産の評価損益額、青色欠損金額、期限切れ欠損金額に依存するが、これらの金額は個別企業ごとに全く異なるもので、事前に金額を推計することは不可能であり、算定が困難。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年3月～7月） 資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成24年3月～8月） 資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められているが、青色欠損金に優先されないため、青色欠損金がない、又は債務免除益に比して青色欠損金の額が小さい事業者にしか適用されず効果は限定的であると見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することができる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	震災の影響により、事業性はあるが過剰債務で苦しんでいる事業者に対し、当該措置を適用することで、債務の負担が軽減され、事業再生が促進されるため、地域の雇用の確保や地域の活性化、更には被災地域の復興につながるものである。
10	有識者の見解	事業再生研究機構 税務問題委員会「事業再生に関わる税制改正要望」6において、「東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構による買取りが行われた債権について債務免除等を受けた場合において、法人税法第33条第2項（評価損税制、または損金経理方式）の適用を可能とする措置を要望する。」との記載がある。	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

